

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県立記録資料館条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【告示】

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 保安林の解除予定
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- ” ” ”
- 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の

【公告】

- 総務学事課
- 循環型社会推進課
- 環境管理課
- 長寿社会課
- 治山課
- ” ” ” ”
- 水産課
- 道路整備課
- ”
- 会計課
- 県民生活交通課

目次

担当課（室）

- 申請
- 公益事業に係る争議行為の予告
- 岡山県都市計画審議会からの答申
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【海区漁業調整委員会】

- 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催

労働雇用政策課
都市計画課
建築指導課

海区漁業調整委員会

◎岡山県規則第三号

岡山県立記録資料館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立記録資料館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立記録資料館条例施行規則（平成十七年岡山県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

マイクロリーダープリンターによる写しの交付	一枚	十円
-----------------------	----	----

マイクロリーダープリンターによる写しの交付 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	一枚	十円
	一枚	四十円

に改める。

様式第三号中「第3条」を「第3条ただし書」に

マイクロリーダープリンターによる写しの交付（1枚につき10円）	枚	円
---------------------------------	---	---

マイクロリーダープリンターによる写しの交付（1枚につき	枚	円
-----------------------------	---	---

10円) 電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複製したものの交付 （1枚につき40円）	枚	円
---	---	---

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県立記録資料館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第四号

岡山県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成十四年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「循環資源」を「、原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源」に改め、同項第二号中「循環資源」を「原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源」に改め、同項第三号及び第七号中「循環資源」を「原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第三項の規定により、同法第六条第一項に規定する区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、要措置区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 要措置区域として指定する区域

赤磐市上仁保字大坂九〇八番の一部及び同市上仁保字下り松六九八番二の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

システィー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講ずべき措置

規則別表第五の二の項の中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

四 備考

1 指定する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十五年三月十三日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市備中診療所

2 所在地

岡山県高梁市備中町長屋六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇四九四

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

◎岡山県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

赤磐市中畑字猪ノ子坂一八四三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小田郡矢掛町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小田郡矢掛町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小田郡矢掛町矢掛字大平六二九一―一、六二九一―三、六二九一―五から六二九一―九まで、字小丸山六三〇―一、六三〇―五、六三一―一、六三一―三から六三一―九まで、字若林六七七一―一、六七七一―二、六七七一―四から六七七一―四九まで、六七七一―五四、六七七一―六二、六七七一―六四から六七七一―六六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平六二九一―一、六二九一―三、六二九一―六、六二九一―九、字小丸山六三〇―一、六三一―一、六三一―三、六三一―四、字若林六七七一―一、六七七一―二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 小型機船底びき網漁業を営む漁業及び機船船びき網漁業を営む漁業

平成26年2月21日 岡山県公報 第11561号

◎岡山県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁坂本線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市宇治町宇治字後谷下一三三八番一 地先から 高梁市宇治町宇治字瀬戸一八三三番九地 先まで	新	八・八〇 一八・〇	一一二〇・〇
高梁市宇治町宇治字後谷下一三三八番一 地先から 高梁市宇治町宇治字瀬戸一八三三番九地 先まで	旧	五・五〇 一五・〇	一一二〇・〇

平成26年2月21日 岡山県公報 第11561号

◎岡山県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高梁坂本線	高梁市宇治町宇治字後谷下一三三八番一地先から 高梁市宇治町宇治字瀬戸一八三三番九地先まで	平成二十六年二月二十一日
	新見川上線	新見市石蟹字サガリ場一一一六番二地先から 新見市哲多町花木字畑山二番一地先まで	平成二十六年二月二十一日（十五時）

◎岡山県告示第八十二号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により岡山県収入証紙売りさばき人を平成二十六年二月十三日付けで次のとおり指定した。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市成羽町下原四八四番地	住 所	売 り さ ば き 人
石田 清壽	氏 名	
高梁市成羽町下原四八四番地（石田商店）		売 り さ ば き 場 所

〔七二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアサポートきりしま

三 代表者の氏名

上 実章

四 主たる事務所の所在地

鹿児島県霧島市国分中央五丁目三番二九号

五 定款変更の内容

主たる事務所の所在地を次のように改める。

岡山県倉敷市西阿知町二六〇番地八

平成26年2月21日 岡山県公報 第11561号

〔七三〕労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十六年二月十三日に岡山県医療労働組合連合会執行委員長福田幸恵から次のとおり争議行為を行う旨通知があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 期 間 平成二十六年三月十三日以降、要求解決の日までの間における連日又は特定の日を終日若しくは短時間

二 場 所 次の表に掲げる各事業所

事業所名	所在地
岡山協立病院	岡山市中区赤坂本町八一〇
岡山東中央病院	岡山市中区倉田六七七一
せいきょう駅元診療所	岡山市北区駅元町一七一三
コープ西大寺診療所	岡山市東区西大寺中二二〇一三三
せいきょう玉野診療所	玉野市羽根崎町五一〇
わかくさ診療所	岡山市中区赤坂本町一一二二
コープみんなの診療所	岡山市中区乙多見一〇一四
水島協同病院	倉敷市水島南春日町一一
健寿協同病院	倉敷市水島北春日町四一三
老人保健施設老健あかね	倉敷市水島北春日町四一三

平成26年2月21日 岡山県公報 第11561号

岡山ひだまりの里病院	林道倫精神科神経科病院	児島齒科診療所	阿新診療所（歯科）	阿新診療所（医科）	高梁齒科診療所	真備齒科診療所	玉島齒科診療所	玉島協同病院	コープくらしき診療所（医科）	コープくらしき診療所（歯科）	水島ふれあい診療所	みずしま診療所	水島南診療所	水島齒科診療所
岡山市南区北浦八二二―二	岡山市中区浜四七二	倉敷市児島駅前一―五三―三	新見市新見七四一	新見市新見七四一	高梁市中原町一四五三―一	倉敷市真備町川辺四三―三	倉敷市玉島柏島五四一八―四	倉敷市玉島柏島五四一七	倉敷市宮前三八四―一	倉敷市宮前三八四―一	倉敷市水島南春日町一三一―四	倉敷市水島南春日町一―二	倉敷市水島東千鳥町二―一〇―一〇九	倉敷市水島南春日町一―一―二〇

平福診療所

津山市平福五四七―一

三 要求事項 生活を守る賃金の大幅な引上げと雇用の確保、医療・介護・福祉労働者の大幅増員、医療・介護・社会保障の拡充等

四 内 容 二に掲げる事業所において、救急・急患外来患者及び入院患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他一切の争議行為を実施する。

〔七四〕岡山県都市計画審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年一月七日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年二月十三日

三 諮問及び答申事項

- 1 岡山県南広域都市計画区域区分（倉敷市）の変更について
- 2 岡山県南広域都市計画臨港地区（倉敷市）の変更について
- 3 岡山県南広域都市計画道路（倉敷市）の変更について
- 4 高梁都市計画道路の変更について
- 5 倉敷企業合資会社 産業廃棄物処理施設（倉敷市）の敷地の位置について
- 6 水島エコワークス株式会社 産業廃棄物処理施設（倉敷市）の敷地の位置について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備中県民局及び岡山県備中県民局高梁地域事務所において閲覧することができる。

〔七五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字兎登木七七九一、七七九一三、七八〇一、七八〇一二、七八〇一七、七八一一三、七八一一八、七八一一〇

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

愛知県稲沢市天池五反田町一

株式会社サークルKサンクス

代表取締役 竹内 修一

三 許可番号

岡山県指令建指第三一〇号

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十三回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年二月二十一日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 濱本俊策

一 日時 平成二十六年二月二十四日(月)

午後二時から

二 場所 高松市福岡町二一

ホテルパールガーデン一階「玉藻」

TEL(〇八七)八二一八五〇〇

三 議題

第一号議案 平成二十六年度における各種漁業の入会調整について